

土庄町 空き家リフォーム支援事業補助金

土庄町への移住・定住促進と地域活性化を目的に、
空き家バンクを通じ、売買または賃貸借した空き家をリフォームされる場合に、
その費用の一部を補助します。



◆ 対象となる物件

- 次のいずれにも該当する物件
- ☑ 空き家バンクに登録された物件であること。
- ☑ 空き家バンクを通じ、売買または賃貸借した物件であること。(裏面参照)

◆ 申請できる方

- ① 空き家バンク物件登録者（所有者等）、または
- ② 空き家バンク物件利用者（移住者）
※賃貸の場合は、契約日から6か月を経過していないこと

◆ 補助内容

上記の方が申請し、町内業者が行う空き家のリフォームに係る費用の50%を補助（補助限度額 100万円）

◆ 補助の対象となるリフォーム工事

台所、浴室、便器、洗面所、内装、屋根ふき替え、外壁などのリフォーム工事

※ただし、次のような工事は対象にはなりません。

- 外構設備（門、車庫、物置、カーポートなど）の工事
- 申請者が直接行う工事
- エアコン、ガスコンロ、照明などの住宅設備機器類の設置工事
- カーテン、家具、調度品等の購入や設置工事
- 電話、インターネット等の配線工事
- 他の補助事業により整備する工事 など

◆ 補助金の取り消し

- 次に該当する場合、補助金を取り消す場合があります。
- ☐ 所有者等が、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に空き家の取壊しを行ったとき、または空き家バンクを通じないで売却をしたとき。
- ☐ 利用者が、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に転居または転出したとき。
※ただし、所有者が引き続き対象住宅を土庄町空き家バンクに登録する場合はこの限りではありません。

事業の流れ

業者の見積

申請書の提出

審査・交付決定

工事の実施

実績報告書の提出

審査

補助金の交付

リフォームについては、必ず交付決定後に着手してください。
着手後の事後申請は受付できませんのでご注意ください。

※申請書類、対象となるリフォーム工事等については、事前に町役場企画課までお問い合わせください。

お問い合わせ

土庄町役場 企画課 電話 0879-62-7014

ホームページ <http://www.town.tonosho.kagawa.jp/tns/info863.html>

お気軽に
ご相談ください!

